

第2章 書類関係

第1節 規則・条例で規定する書類に関わる事項

1 規則第2条関係

(許可の申請等)

規則第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は風致地区内行為許可申請書に、同項の規定による許可を受けた行為の内容変更の許可を受けようとする者は風致地区内行為変更許可申請書に、行為の内容が分かる概要書として別に定めるもの及び別表行為の種類欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の図面等の種類の欄に掲げる書類(許可を受けた行為の内容変更の許可に係る申請にあっては、当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書及び添付図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

規則第2条第1項で規定する「行為の内容が分かる概要書として別に定めるもの」とは、以下の(1)から(8)の通りです。条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は風致地区内行為許可申請書(様式第1)に、同項の規定による許可を受けた行為の内容の変更に関わる許可を受けようとする者は風致地区内行為変更許可申請書(様式1-1)に、以下の概要書と規則別表に規定する図面等の書類を添えて、正本1部及び副本1部を提出してください。

「許可を受けた行為の内容変更の許可」は、概要書に記載した内容が変更になる場合に必要になりますが、「緑地率」「有効な植栽の本数及びその他の措置」が増加する場合のみは許可が不要です。(緑地率に変更はない場合にも、高木・低木・その他の措置の内訳が変更になる場合には許可が必要です。)

- (1) 条例第7条第1項第1号に規定する建築物の建築 建築物概要書(様式第2)
- (2) 条例第7条第1項第2号に規定する建築物以外の工作物の建設 工作物概要書(様式第3)
- (3) 条例第7条第1項第5号に規定する建築物等の色彩の変更 建築物その他の工作物色彩変更概要書(様式第4)
- (4) 条例第7条第1項第6号に規定する土地の形質の変更 土地形質変更概要書(様式第5)
- (5) 条例第7条第1項第7号に規定する水面の埋立て又は干拓 水面の埋立干拓概要書(様式第6)
- (6) 条例第7条第1項第8号に規定する木竹の伐採 木竹伐採概要書(様式第7)
- (7) 条例第7条第1項第9号に規定する土石の類の採取 土石の類採取概要書(様式第8)
- (8) 条例第7条第1項第10号に規定する屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 土石、廃棄物又は再生資源の堆積概要書(様式第9)

2 規則第3条関係

(標識の設置)

規則第3条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、風致地区内行為許可標識を当該行為地の見やすい場所に設置しておかなければならない。

規則第3条で規定する「風致地区内行為許可標識」とは、様式第10に示す通りです。

3 規則第4条関係

(地位の承継等)

規則第4条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者から、当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかに風致地区内行為承継届を市長に提出しなければならない。

規則第4条第2項で規定する「風致地区内行為継承届」とは、様式第11に示す通りです。提出は1部です。

4 規則第5条関係

(中止等の届等)

規則第5条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止し、中止し又は完了したときは、速やかに風致地区内行為廃止・中止・完了届を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届が当該許可に係る行為の完了に係るものであるときは、当該行為後の風致地区の状況を写した写真を添付しなければならない。

規則第5条で規定する「風致地区内行為廃止・中止・完了届」とは、様式第12に示す通りです。提出は1部です。

風致地区内行為の廃止とは、工事に着手する前に許可を受けた行為をやめること、中止とは、工事に着手した後に許可を受けた行為をやめること、完了とは、許可を受けた行為を完了させることです。規則では完了届の提出の場合のみ当該行為後の風致地区の状況を写した写真の添付を求めています。廃止・中止の場合は、必要に応じて担当者が現場の確認を行うこともあります。

5 条例第9条第2項関係

条例第9条第2項 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

条例第9条第2項で規定する「その身分を示す証明書」とは、様式第13に示す通りです。

様式第1

<h2 style="margin: 0;">風致地区内行為許可申請書</h2>	
年 月 日	
岡 崎 市 長 様	
住 所 氏 名 (名称及び) (代表者氏名) 電 話	
印 番	
次のとおり、風致地区内において、行為をしたいので、許可を申請します。	
風 致 地 区 名	西三河 都市計画 風致地区
風致地区の区分	第 種
行 為 の 場 所、 地 目 及 び 面 積	田、畑、宅地、池沼、山林、その他 平方メートル
行為の目的及び種類	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
行為の施工者の 住 所 及 び 氏 名	電話 番
申請代理人の氏名	電話 番
その他参考事項	
※ <div style="float: right; text-align: right;"> 緑第 号 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 岡崎市長 氏 名 印 </div> <p style="margin-top: 10px;">この申請は、下記の条件をつけて許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事中の災害防止に万全を期すること。 2 岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例等の法令を遵守すること。 3 行為完了後は速やかに完了届を提出すること。 	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 2

建 築 物 概 要 書			
風致地区の区分 (建ぺい率, 緑地率)	第1種 (20%, 50%) (a)	第2種 (30%, 40%) (b)	第3種 (40%, 30%) (c)
区分別敷地面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
敷地の合計面積 (A) = (a)+(b)+(c)	平方メートル		
建築面積 (B)	平方メートル	建ぺい率 (B) / (A)	
建築物の高さ	メートル	工事の種別	新築・改築・ 増築・移転
建築物から境界 線までの距離	道路までの距離	メートル	
	その他までの距離	メートル	
屋根仕上材料		屋根色彩	
外壁仕上材料		外壁色彩	
主 要 構 造	木造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 ・その他 ()		
木竹が良好に保全される 土地の面積 (ア)	平方メートル	必要な緑地率	
適切な植栽が行われる 土地の面積 (イ)	平方メートル	緑地率 (ア)+(イ) / (A)	
有効な植栽等の本数 及びその他の措置	高木 本、低木 本、その他 ()		
その他参考事項			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 工事の種別が改築の場合は、建築物の高さの欄に改築前の高さを併記すること。
- 3 申請手続きに必要な書類：位置図、配置図、平面図、2面以上の立面図（着色必要）、断面図、現況写真
- 4 緑地関連の欄に関して、宅地の造成等が行われる場合は、空欄（土地形質変更概要書に記入）
- 5 有効な植栽等の本数及びその他の措置の欄において、その他の措置をする場合は、()内に当該措置の内容を及び面積を記入すること。
- 6 その他参考事項は、以下の場合に記載する。
- ・隣地や道路との高低差が6m程度の場合、その高低差を記入
 - ・敷地に面する道路幅員が4m未満の場合、その幅員を記入
 - ・既存建築物がある場合は、その種類、面積を記入
 - ・風致地区が敷地の内外にまたがる場合、その旨と最大建ぺい率を記載する。

様式第3

工 作 物 概 要 書					
申 請 工 作 物	種 類 及 び 用 途				
	規 模	高 さ	メ ー ト ル		
	構 造	主要部分の材料			外部仕上材料
	意 匠	形 状			外部仕上色彩
その他参考事項					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 工作物の見かけ高1.5mを超えるものについて記入すること。
- 3 申請手続きに必要な書類：位置図、配置図、平面図、現況写真、必要に応じて2面以上の立面図と断面図

様式第4

建築物その他の工作物色彩変更概要書	
建築物その他の 工作物の種類	
変更理由	
変更箇所	
変更前の色彩	
変更後の色彩	
仕上材料	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 変更箇所の欄には、屋根、外壁等の別を記入すること。
 - 3 外部仕上材料の欄には、ペイント、瓦等の別を記入すること。
 - 4 申請手続きに必要な書類：位置図、配置図、2面以上の立面図（着色必要）、現況写真

様式第5

土地形質変更概要書				
風致地区の区分 〈緑地率〉	第1種〈50%〉(a)	第2種〈40%〉(b)	第3種〈30%〉(c)	
区分別敷地面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
敷地の合計面積 (A)=(a)+(b)+(c)	平方メートル			
木竹が良好に保全される 土地の面積(ア)	平方メートル	必要な緑地率		
適切な植栽が行われる 土地の面積(イ)	平方メートル	緑地率((ア)+(イ))/A		
有効な植栽等の本数 及びその他の措置	高木 本、低木 本、その他 ()			
土量及びその高さ	切土	立方メートル メートル	盛土	立方メートル メートル
跡地の処理方法				
その他参考事項				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 有効な植栽等の本数及びその他の措置の欄において、その他の措置をする場合は、()内に当該措置の内容を及び面積を記入すること。
- 3 土量及びその高さの欄において、平均高さ30cm未満の造成行為は記入不要
- 4 申請手続きに必要な書類：位置図、平面図（現況及び計画）、縦横断面図（現況及び計画）、現況写真

様式第6

水 面 の 埋 立 干 拓 概 要 書			
施行地の現況	水深	メートル	周辺の地盤との 関 係
行為の面積	平方メートル		
施行方法			
跡地の処理方法			
その他参考事項			

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 申請手続きに必要な書類：位置図、平面図（現況及び計画）、縦横断面図（現況及び計画）、現況写真

様式第7

木 竹 伐 採 概 要 書			
木竹の現況			
伐採の方法		皆伐 ・ 択伐	
伐 採 木 竹	種 類		
	樹 齢		
	樹 高		
	伐 採 量	約 本	約 立方メートル
跡地の処理方法			
その他参考事項			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 木竹の現況の欄には、樹齢、種類、本数、高さ及び粗密度を記入すること。
- 3 申請手続きに必要な書類：位置図、平面図、現況写真

様式第8

土 石 の 類 採 取 概 要 書						
土 地 の 現 況	傾斜	有・無	隣地の地盤との関係		土質	
採 取 物 件 名						
採 取 及 び 搬 出 方 法						
採 取 量	立方メートル (個)					
跡地の処理方法						
その他参考事項						

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 申請手続きに必要な書類：位置図、平面図（現況及び計画）、縦横断面図（現況及び計画）、現況写真

様式第9

土石、廃棄物又は再生資源の堆積概要書			
堆積物の種類	土石・廃棄物・再生資源		メートル
堆積物から境界線までの距離	公共用空地からの距離	メートル	
	その他の境界線までの距離	メートル	
遮へい措置	公共用空地に面する部分	塀・植栽帯・その他（ ）	
	その他の境界線に面する部分	塀・植栽帯・その他（ ）	
塀の主要構造材料			メートル
塀の仕上材料			メートル
植栽帯	高木 本、低木 本		
植栽帯の仕様			
その他参考事項			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 植栽帯の仕様欄には、木竹の種類、樹齢、本数、高さ及び植栽間隔を記入すること。
 3 申請手続きに必要な書類：位置図、平面図（現況及び計画）、縦横断面図（現況及び計画）、現況写真

様式第10

風 致 地 区 内 行 為 許 可 標 識	
許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 緑第 号
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	
行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考 許可標識の大きさは、縦30センチメートル以上、横50センチメートル以上とする。

様式第11

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">風致地区内行為承継届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">岡 崎 市 長 様</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 電 話</p> </div> <div style="text-align: right; padding-right: 20px;"> <p>印 番</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、風致地区内の行為を承継しました。</p>	
許可を受けた者の 住所及び氏名	
行為の場所	
行為の種類	
許可年月日 及び番号	年 月 日 緑第 号
承継年月日	
承継の理由	
その他参考事項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第12

廃止 風致地区内行為中止届 完了 年 月 日 岡 崎 市 長 様 住 所 氏 名 (名称及び) 代表者氏名) 電 話 印 番 廃止 次のとおり、行為を中止しました。 完了	
風 致 地 区 名	西三河 都市計画 風致地区
行 為 の 場 所	
許 可 を 受 け た 行 為 の 種 類	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 緑第 号
行 為 の 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
廃止 中止 年 月 日 完了	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 行為完了後、速やかに提出すること。
- 3 配置図（植栽配置等）及び当該行為後の風致地区の状況（建築物の外観、樹木の高さ及び本数が判明）を写した写真を添付すること。ただし、樹木の高さの状況写真は測量用スタッフ等を写して撮影し、高さを客観的に確認できるようにすること。
- 4 様式第10（風致地区内行為許可標識）の設置時状況写真を添付すること。

(表)

				第 号			
岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第9条第1項の 規定による立入りのための							
身 分 証 明 書							
所 属							
職 名							
氏 名							
				(和暦) 年 月 日生			
(和暦) 年 月 日交付							
						岡崎市長 氏 名 印	

(裏)

岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例抜粋	
第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も同様とする。	
(1) 以下 略	
2 略	
第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合、その必要な限度において、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8センチメートルとする。